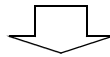


# 第1章 特別支援教育

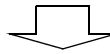
## 1 障害のある子どもの就学

### (1) 障害のある子どもの教育に関する制度の改正

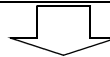
平成18年の教育基本法改正において、「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」(第4条第2項)との規定が新設され、平成19年の学校教育法改正において、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が図られ、特別支援教育をめぐる情勢は大きく変わってきました。



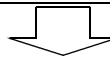
平成23年の障害者基本法改正においては、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」(第16条第1項)、「障害者である児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」(第16条第2項)等の規定が整備されました。



平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においても、障害のある子どもの就学に関する在り方が提言されました。



平成25年9月1日には学校教育法施行令が一部改正され、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するという考えを改め、市町村教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。



平成28年障害者差別解消法が施行となり、障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して就学先を決定していく仕組みの充実や「多様な学びの場」における合理的配慮の提供等、各学校や教育・医療・福祉等の関係機関の切れ目ない支援体制の構築が今後の共生社会の一員として社会を担う子どもたち一人一人の社会的自立や主体的な社会参加へつながっていくこととなります。

## (2) 改正の内容

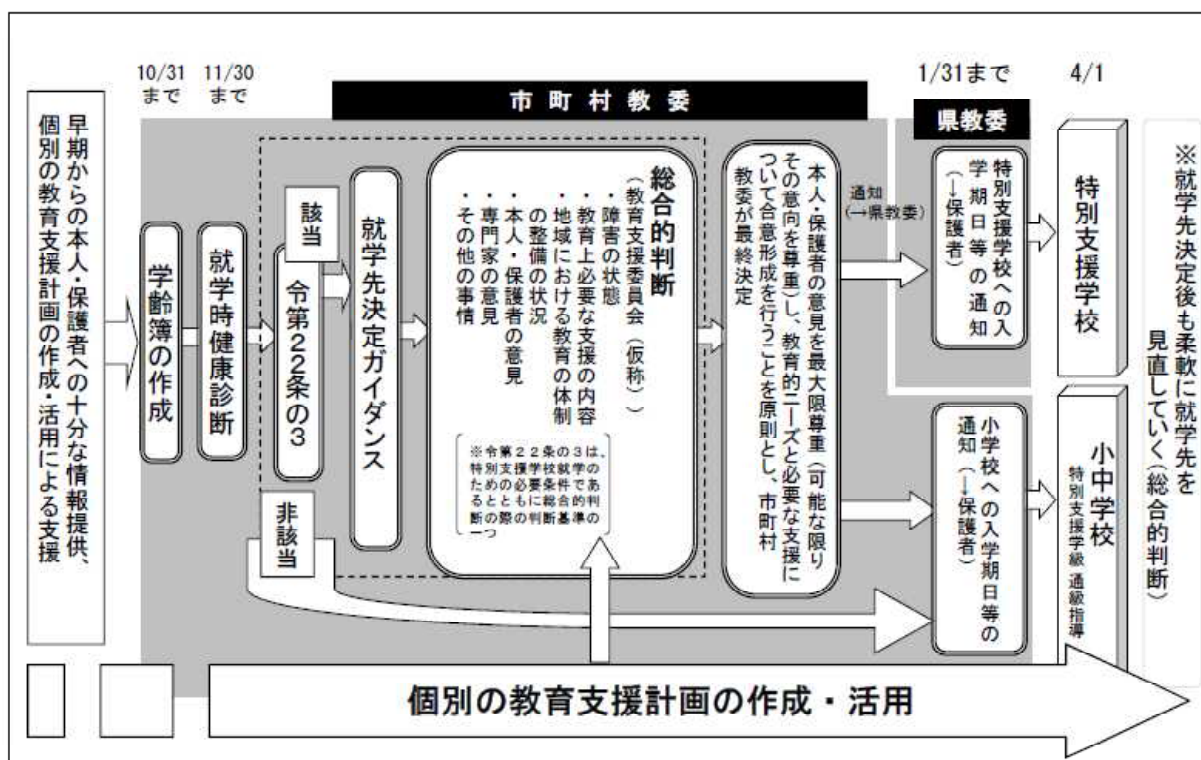
学校教育法施行令の一部改正では、視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもをいう。以下同じ。）の就学に関する手続きについて、下記の整備を行うことを規定している。

### ① 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みが下記の図のように改められた。

#### 障害のある児童生徒の就学先決定のプロセス図(手続きの流れ)

【学校教育法施行令改正後】



※ 総合的な観点とは

- 本人の障害の状態
- 本人の教育上必要な支援の内容（教育的ニーズ）
- 地域における教育の体制の整備の状況
- 本人・保護者の意見
- 専門家の意見
- その他の事情

なお、障害者基本法第16条第2項に基づき、本人・保護者の意見については、可能な限り尊重しなければならないことに留意する必要がある。

## ② 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

第6条の3 障害の状態等の変化による特別支援学校から小中学校への転学  
第12条の2 障害の状態等の変化による小中学校等からの特別支援学校への転学

特別支援学校及び小中学校の校長が、当該学校に在籍する児童生徒について、教育上必要な支援について思料する場合に転学等の相談と手続きを開始することができる。その場合の判断要素には、特別支援学校在籍者については、障害の状態に大きな変化がなくとも教育課程の履修状況に改善が見られたり、生活上の困難を自ら改善できるようになったり、これらに伴う教育上必要な支援の内容に変化が生じる場合がある。

また、小中学校在籍者については、障害の状態に大きな変化がなくとも、学年の進行による教育課程の高度化・複雑化に伴い、教育上必要な支援の内容に変化が生じる場合などがあることも踏まえ、判断を行う必要がある。

第6条の2に規定する「視覚障害者等でなくなった者について」の手続きと重複が生じないよう、手続きを進める必要がある。

本規定については、教育上必要な支援内容に変化が生じる場合が転学の判断要素となることより、学校間の「交流及び共同学習」の実施と「個別の教育支援計画」等を踏まえた情報交換会をもち、必要な教育課程や学習環境の確認と整備を行う必要がある。

## ③ 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定である。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定である。

## ④ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くこととする。

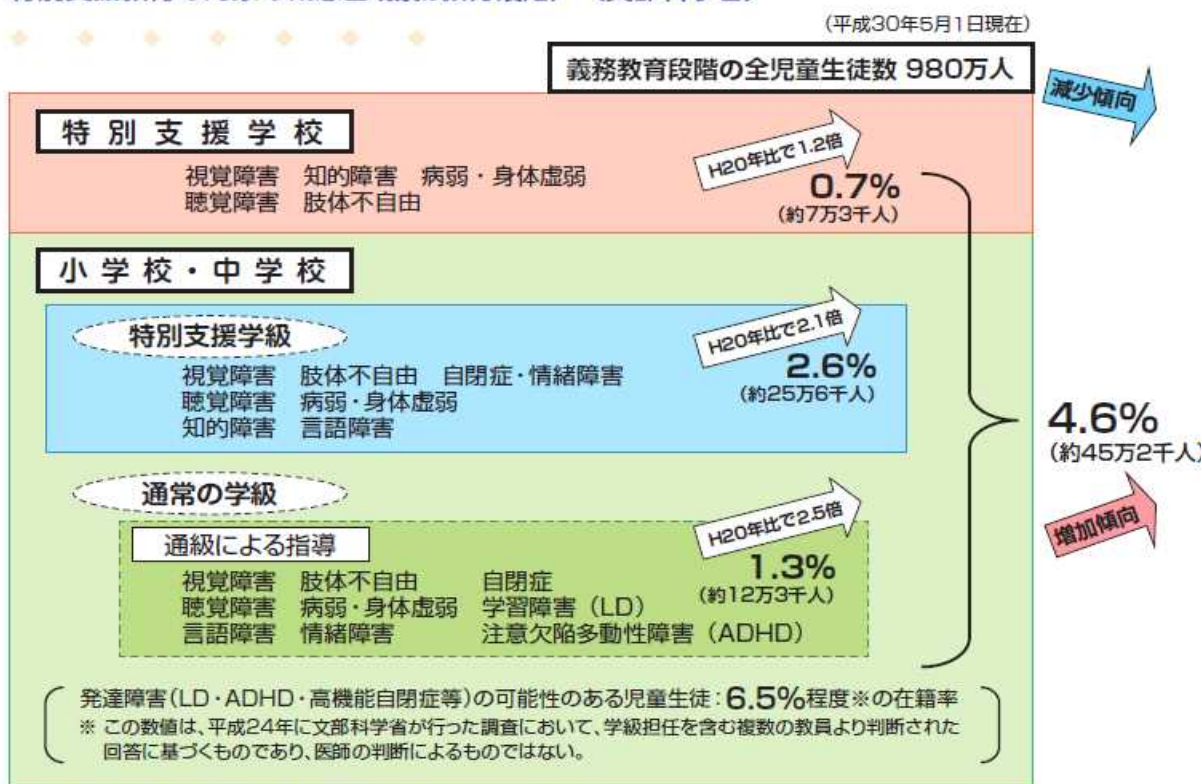
### (3) 特別支援教育の現状

近年、義務教育段階において全児童生徒数は減少しているが、特別支援教育を必要としている児童生徒は年々増加している。

小学校、中学校及び特別支援学校のそれぞれの学校において、同様な傾向を示しており、今後、更なる就学期等における就学支援・相談システムの充実と各学校間、市町村教育委員会及び関係機関の切れ目ない支援体制づくりが求められる。

また、小中学校及び特別支援学校のすべての教員には、障害のある子どもの理解や保護者の心情理解等を含めた特別支援教育の知識と指導・支援のための指導技術等の専門性向上のための研修が必要である。

#### 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階) 【文部科学省】



※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 資料

本県においても、他県と同じような傾向がみられ、小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒数は、増加している。

このような本県の現状を踏まえ、県教育委員会特別支援教育室では、就学支援パンフレット作成配布、研修事業(就学支援研修、管理職研修等)等の実施、市町村教育委員会等の関係機関と連携し、今後の本県の特別支援教育の推進と充実を図っている。

また、県立総合教育センター特別支援教育班においては、小中学校及び高等学校、特別支援学校教員に対し、特別支援教育の専門性の向上のため研修事業を実施、地域の相談事業を実施している。

特別支援学級在籍児童生徒数数 (小・中学校)

(出典：学校基本調査)

※ R2. 5. 1現在

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
知的障害	1,317	1,390	1,505	1,631	1,695	1,903	2,141	2441	2,637	2,895
自閉・情緒	394	614	817	1,081	1,425	1,864	2,310	2814	3,460	4,177
言語障害	69	67	78	78	85	76	94	95	100	121
肢体不自由	15	14	7	12	12	21	42	63	53	75
難聴	10	13	15	16	16	16	25	33	40	46
病弱・虚弱	0	0	0	3	2	4	25	31	51	74
弱視	0	0	0	0	0	0	4	7	7	10
合計	1,805	2,098	2,422	2,821	3,235	3,884	4,641	5484	6,348	7,398

特別支援学級数 (小・中学校)

(出典：学校基本調査)

※ R2. 5. 1現在

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
知的障害	326	326	337	348	350	397	434	470	492	521
自閉・情緒	101	147	181	229	281	359	445	507	612	701
言語障害	31	30	33	32	31	37	40	38	48	55
肢体不自由	9	7	5	8	8	14	24	35	41	52
難聴	6	7	10	8	9	10	17	22	30	36
病弱・虚弱	0	0	0	1	1	4	12	22	35	55
弱視	0	0	0	0	0	0	3	7	7	10
合計	473	517	566	626	680	821	975	1,101	1,265	1,430

沖縄県内特別支援学校在籍者数【幼・小・中・高】

